

別紙1 用語の定義

(第1条関係)

1. 県

発注者である奈良県のことをいう。

2. 全体事業（奈良県中央卸売市場再整備推進事業）

現市場敷地と北側用地から構成される全体事業用地で実施される、市場エリア整備事業及び別途事業から構成される事業のことをいう。

3. 本事業

PFI法に基づき、県が特定事業として選定した奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）をいう。

4. 別途事業

全体事業のうち、本事業以外の関連事業をいう。

5. 本事業用地

奈良県中央卸売市場敷地（現市場敷地）と北側用地を合わせた用地をいう。

6. 北側用地

現市場敷地の北側に隣接する約3.8ヘクタールの事業用地のことをいう。

7. 新市場

全体事業により再整備される、新しい奈良県中央卸売市場のことをいう。新市場は、市場エリア、賑わいエリア及び調整池から構成される。

8. 市場エリア

新市場のうち、食の流通拠点としての機能を備え、奈良県民の食の安全・安心の確保の用に供するエリアのことをいう。

9. 賑わいエリア

新市場のうち、本市場の機能や立地を活かし、地域の賑わい創出の用に供するエリアのことをいう。

10. 新施設

本事業にて整備される施設及び受注者により新施設内に設置された機器、器具又は備品等のことをいう。

11. 既存施設

現市場敷地に存する施設のことをいう。

1 2. 受注者

本事業を受注する民間事業者のことをいう。

1 3. 落札者

本事業の実施に関して入札手続きにより選定された共同企業体をいう。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「共同企業体」を「複数の企業によるグループ」とする。

1 4. 構成企業

受注者である共同企業体を構成する企業をいう。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「落札者である複数の企業により構成されるグループを構成する企業をいう。」とする。

1 5. 代表構成企業

受注者である共同企業体を構成する企業のうち、施工業務にあたる者（建築の分野を担当する者に限る。）から選出された企業をいう。

※SPCを設立して事業を履行する場合は「落札者である複数の企業により構成されるグループを構成する企業のうち、施工業務にあたる者（建築の分野を担当する者に限る。）から選出された企業をいう。」とする。

1 6. 市場事業者

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売業者及び仲卸業者であって、県中央卸売市場において許可を得た者のことをいう。

1 7. 市場関係者

市場事業者及びその関係者のことをいう。

1 8. 実施方針

令和7年3月26日付奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）実施方針（その後の変更を含む。）をいう。

1 9. 実施方針等

実施方針及びその付属資料の全体を総称していう。

2 0. 実施方針等に関する質疑回答

実施方針等に関する質問・意見に対する県の回答をいう。

2 1. 入札説明書

令和7年7月1日付奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

2 2. 入札説明書等に関する質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する県の回答の総称をいう。

2 3. 要求水準

本事業において受注者が実施する業務に関して県が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。

なお、入札提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、入札提案書類に記載された性能又は水準が要求水準となる。

24. 要求水準書

本事業に関し、令和7年7月1日に入札説明書とともに公表された資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）をいう。

25. 入札説明書等

入札説明書、資料1 要求水準書（別添資料及び参考資料を含む。）、資料2 落札者決定基準、資料3 様式集、資料4-1 基本協定書（案）＜共同企業体（JV）用＞、資料5 事業契約書（案）、資料6-1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）、資料6-2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）及びその他入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

※S P Cを設立して事業を履行する場合は「資料4-1 基本協定書（案）＜共同企業体（JV）用＞」を「資料4-2 基本協定書（案）＜特別目的会社（S P C）用＞」と変更し、「資料6-1 【乙型】共同企業体の構成に関する協定書（案）、資料6-2 【甲型乙型併用】共同企業体の構成に関する協定書（案）」を削除する。

26. 入札提案書類

落札者が入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答その他当該応募者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。

27. 基本協定書

本事業に関し、県と落札者との間で令和〇年〇月〇日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

28. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等に関する質疑回答、実施方針等（ただし、入札説明書等において変更されたものは変更後の内容とする。）、実施方針等に関する質疑回答、基本協定書及び入札提案書類の総称をいう。

29. 落札者の提案

入札提案書類に記載された、本事業に係る落札者の提案をいう。

30. 本事業契約の締結日

本事業契約の仮契約が奈良県議会の議決を経て本契約となった日をいう。

31. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、理由のいかんを問わず本事業契約が終了した日又は令和16年3月31日のいずれか早い方の日を終了日とする期間をいう。

32. 本引渡日

新施設が実際に県に引き渡された日をいう。

33. 本引渡予定日

別紙3に定める日又は本事業契約に従い変更されたその他の日をいう。

34. 供用開始日

市場関係者が実際に新施設で営業等を開始できる日をいう。

35. 供用開始予定日

別紙3に定める市場関係者が新施設で営業等を開始できる予定日をいう。

36. 開庁日

奈良県の休日を守る条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日をいう。

37. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から令和9年3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

38. 本日程表

別紙3記載の本事業に係る日程表をいう。

39. 事業概要書

受注者の作成による、統括管理業務及び各個別業務の概要を記載した書面であって、本事業契約の末尾に別紙2として添付された書面をいう。

40. 統括管理業務

本事業の統括管理に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び入札提案書類による。

- (1) 統括管理全体に係る業務
- (2) 個別業務に対する管理業務

41. 個別業務

本事業に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書及び入札提案書類による。

- (1) 設計業務
- (2) 工事監理業務
- (3) 施工業務
- (4) 解体業務
- (5) 移転業務
- (6) 備品調達業務
- (7) その他の業務

42. 統括管理責任者

事業期間に関し、第26条第2項に基づき受注者が設置する当該期間に係る統括管理責任者をいう。

43. 統括管理水準書

個別業務に係る年度管理計画書の基準として、本要求水準書について、落札者の提案等を反映した書類をいう。統括管理責任者が作成する。

4 4. 年度管理計画書

統括管理業務について、年度ごとの具体的な実施方法や手順等を規定したスケジュールや業務仕様書の総称をいう。統括管理責任者が作成する。

4 5. 年度管理報告書

年度管理計画書に基づく統括管理業務の実施結果に関する報告書をいう。統括管理責任者が作成する。

4 6. 要求水準確認計画書等

要求水準確認計画書、技術提案履行確認計画書及びコスト管理計画確認書の3つのことをいう。

4 7. 各種計画書等

各個別業務の開始に先立ち、各個別業務の業務責任者が作成する書類のことをいう。

4 8. 年度業務計画書

毎年度の業務の実施に先立ち、業務区分ごとに実施体制、実施内容及び実施スケジュール等の必要な事項を記載した書類をいう。統括管理責任者及び各個別業務の業務責任者が作成する。

4 9. 年度業務報告書

年度業務計画書に基づく業務の実施結果に関する報告書。統括管理責任者及び各個別業務の業務責任者が作成する。

5 0. モニタリング

要求水準書及び落札者の提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙6の規定に基づき、個別業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

5 1. セルフモニタリング

受注者による個別業務に対するモニタリングをいう。

5 2. 成果物

「要求水準書 別添資料16 成果品リスト」に定める書類並びにその他本事業契約の統括管理業務及び各個別業務に関連して県の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

5 3. 基本設計図書

「要求水準書 別添資料16 成果品リスト」における提出図書一覧において、「設計業務（基本設計完成時）」の欄に記載されている書類をいう。

5 4. 実施設計図書

「要求水準書 別添資料16 成果品リスト」における提出図書一覧において、「設計業務（実施設計完成時）」の欄に記載されている書類をいう。

5 5. 設計図書

基本設計図書、実施設計図書、及び新施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

5 6．着工前提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「着工前」の欄に記載されている書類をいう。

5 7．施工業務中提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「施工業務中」の欄に記載されている書類をいう。

5 8．竣工時提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「完成図書」の欄に記載されている書類をいう。

5 9．工事監理者

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をする者をいう。

6 0．解体設計図書

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体業務における設計業務（設計完成時）」の欄に記載されている書類をいう。

6 1．解体工事着工前提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事着工前」の欄に記載されている書類をいう。

6 2．解体工事中提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事中」の欄に記載されている書類をいう。

6 3．解体工事竣工時提出書類

「要求水準書 別添資料1 6 成果品リスト」における提出図書一覧において、「解体工事完成図書」の欄に記載されている書類をいう。

6 4．備品リスト

本事業関連書類に基づき受注者が作成し、県に引き渡すこととされている備品のリストをいう。

6 5．PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

6 6．法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

67. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、県又は受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

※SPCを設立して事業を履行する場合は、次項を加える。

68. 設計企業

設計業務を担当する〇〇をいう。

69. 建設企業

建設及び建設関連業務を担当する〇〇をいう。

70. 工事監理企業

工事監理業務を担当する〇〇をいう。

別紙2 事業概要書 (第3条関係)

【要求水準書及び落札者の提案に従い作成する。】

別紙3 本日程表

(第4条関係)

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 本事業契約の締結日 | 議会の議決の日 |
| 2. 事業期間 | 本契約締結日～令和16年3月31日 |
| 3. 業務の開始予定日 | (1) 統括管理業務 令和〇年〇月〇日
(2) 設計業務 令和〇年〇月〇日
(3) 工事監理業務 令和〇年〇月〇日
(4) 施工業務 令和〇年〇月〇日
(5) 解体業務 令和〇年〇月〇日
(6) 移転業務 令和〇年〇月〇日
(7) 備品調達業務 令和〇年〇月〇日 |
| 4. 新施設の完成確認 | (1) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(2) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(3) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日 |
| 5. 本引渡予定日 | (1) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(2) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(3) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日 |
| 6. 供用開始予定日 | (1) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(2) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日
(3) 〇〇棟 令和〇年〇月〇日 |

別紙4 受注者等が付保する保険

(第15条関係)

受注者は、奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）に係る事業契約（以下「本事業契約」という。）第15条の規定するところにより、受注者の責任及び費用負担により以下条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、受注者の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の条件とするほか、受注者が提案するその他の保険（または類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

1. 設計、施工及び解体業務の期間中

(1) 工事保険

工事内容により、建設工事保険、組立保険若しくは土木工事保険又はこれらの組み合わせによることも差し支えない。

ア 保険契約者

受注者

※SPCを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者又は施工企業」

イ 被保険者

受注者及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに県

※SPCを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者、施行企業、設計企業、工事監理企業」

ウ 保険の目的

本工事に係る工事の目的物（新築、増築、改築又は補修工事を含む。）、工事中材料、仮工事、工事中仮設備及び建設用機械設備。ただし、工事中仮設備及び建設用機械設備については、その所有者又はリース業者等が別途付保している場合はこの限りでない。

エ 保険金額

工事目的物の完成価格（消費税を含む再調達価格）とし、撤去・解体工事費用は除く。ただし、工事中仮設備及び建設用機械器具については新調達価格とする。

オ 保険期間

施工及び解体業務開始時からそれぞれの業務が完了するまで

カ その他保険条件

水災害危険担保条件、地震危険担保条件（ただし、地震保険金額は工事保険金額の1%以上とする。）、一部使用火災危険担保条件並びに県及び県の役職員に対する求償権不行使条件

(2) 請負業者賠償責任保険

(1) 工事保険の特約として「損害賠償責任担保特約条項」を付帯することも差し支えない。

ア 保険契約者

受注者

※SPCを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者又は施工企業」

イ 被保険者

受注者及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む。）並びに県

※S P Cを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者、施工企業、設計企業、工事監理企業」

ウ 保険の内容

本工事（新築、増築、改築、補修又は撤去・解体工事を含む。）の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、既存施設への来場者並びに見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保

エ 保険金額

対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上

オ 保険期間

施工及び解体業務開始時からそれぞれの業務が完了するまで

カ その他保険条件

被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、県の所有・使用又は管理する既存構築物に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件並びに突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(3) 生産物賠償責任保険

毎年ごとの契約更新も差し支えない

ア 保険契約者

受注者

※S P Cを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者又は施工企業」

イ 被保険者

受注者及びそのすべての下請負・受託業者

※S P Cを設立して事業を履行する場合、「受注者」を「受注者、施工企業、設計企業、工事監理企業」

ウ 保険の内容

工事目的物の引渡し後の工事（新築、増築、改築又は補修工事を含む。）の目的物の契約不適合に起因して発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、来場者並びに見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保

エ 保険金額

対人・対物共通で、1事故及び期間通算で2億円以上

オ 保険期間

工事目的物の県に対する引渡し時から最低2年間の契約不適合責任期間

カ その他保険条件

被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、クレームメイド（保険求償）条件及び対人・対物共通保険金額設定条件

※上記保険以外の保険の付保については、落札者の提案とする。

別紙5 契約代金の支払い方法

(第82条、第83条関係)

1. 契約代金の支払い方法

本事業において県は受注者に対して統括管理業務及び個別業務に係る対価として、契約代金を支払う。契約代金の支払い方法は以下のとおりとする。

(1) 前金払い

- ① 受注者は、各年度の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る出来高予定額（以下「前金払い対象業務出来高予定額」という。）に応じて、前金払いを請求することができる。ただし、前金払いを請求する場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と各年度末を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託しなければならない。
- ② 請求できる前払金は各年度の設計業務に係る出来高予定額の10分の3以内、施工又は解体業務に係る出来高予定額の10分の4以内とする。
- ③ 県は、前金払いの請求を受けた日から30日以内に前払金を支払う。
- ④ 受注者は、前金払い対象業務出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の4（設計業務に係る出来高予定額については10分の3）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、③の規定を準用する。
- ⑤ 受注者は、前金払い対象業務出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の前金払い対象業務出来高予定額の10分の5（設計業務に係る出来高予定額については10分の4）を超えるときは、受注者は、前金払い対象業務出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、期間内に（2）の規定により支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- ⑥ ⑤に規定する超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、前金払い対象業務出来高予定額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- ⑦ 発注者は、受注者が⑤に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、⑤に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息の支払いを請求することができる。
- ⑧ 前払金は設計業務若しくは施工又は解体業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（これら業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- ⑨ 本事業契約を締結した年度以外の年度において前金払いを請求する場合、前年度末の設計業務若しくは施工又は解体業務に係る事業費相当額（以下「前金払い対象業務事業費相当額」という。）が、前年度までの前金払い対象業務出来高予定額に達しないときには、その額が当該

前金払い対象業務出来高予定額に達するまで保証契約の期間を延長する。また前金払い対象業務事業費相当額が前年度までの前金払い対象業務出来高予定額に達するまで、当該年度の前金払いを請求することができない。

- ⑩ 当該年度当初に（２）⑥に規定する請求があった場合、（１）②の「出来高予定額」は「出来高予定額（ただし、（２）⑥の規定により支払った出来高払い金のうち、当該業務に係る金額を控除した額。）」と読み替えて準用する。
- ⑪ 受注者は、④の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。また、前金払い対象業務出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- ⑫ 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（２）出来高払い

- ① 県は、受注者が各年度の出来高に相当する事業費（以下「事業費相当額」という。）に応じて、受注者に出来高払金を支払う。
- ② 受注者は、各年度の出来高払いのための検査に必要な資料等を作成し、当該年度内に県による検査が実施されるよう検査の請求を行う。
- ③ 県は、当該検査請求を受けた日から１４日以内に受注者立会いの上、当該検査を実施し、検査結果を受注者に通知する。
- ④ 受注者は、当該年度の検査に合格したときは、出来高払いを県に請求する。ただし、請求額は受領済みの前払金を控除した額とする。
- ⑤ 県は、出来高払いの請求を受けた日から４０日以内に出来高払金を支払う。ただし、県と受注者との合意がなされない場合を除く。
- ⑥ 当該年度末の事業費相当額が当該年度末の支払予定額を超過している場合、当該年度の支払予定額を超過した額は次年度当初に請求することができる。

２．各年度の出来高予定額、支払予定額、支払いスケジュール

本事業における出来高予定額、支払予定額、支払いスケジュールは以下のとおりとし、各年度の詳細は毎年度協議により、確認する。

回	対象時期	出来高払い 請求予定時期	出来高予定額	支払予定額			支払予定額
				設計業務	施工業務	解体業務	
1	令和 8 年度	令和 9 年 4 月	00,000,000,000円	0,000,000,000円	00,000,000,000円	0,000,000,000円	00,000,000,000円
2	令和 9 年度	令和10年4月					
3	令和10年度	令和11年4月					
4	令和11年度	令和12年4月					
5	令和12年度	令和13年4月					
6	令和13年度	令和14年4月					
7	令和14年度	令和15年4月					
8	令和15年度	令和16年4月					

３．物価変動の考え方

- （１）県及び受注者は、事業期間内で本事業契約の締結日から実施設計について県の完成確認を得た日（施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等を分けて設計業務を進めている場合は、初めて実施設計について県の完成確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金の変更を請求することができ、県又は受注者は、相手方から請求があったときは、請求に応

じなければならない。ただし、残事業期間（各棟ごとの引渡日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。

(2) 契約代金の改定方法は、変動前残契約代金額（本事業契約に定められた契約代金額から支払済みの契約代金額を控除した金額から、(3)ア.の基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約代金額（(3)により算出した変動前残契約代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約代金額の1,000分の10を超える額について、契約代金の改定額を定めるものとする。

(3) 契約代金の改定手続きは、次に示すとおりとする。

ア. (1)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

イ. 県は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前残契約代金額を定め、受注者に通知する。受注者は、県が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

ウ. 契約代金の改定額（増減額）については、開札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の定式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 10 / 1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$= \alpha \times B + B \times 10 / 1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A：契約代金の改定額（増減額）

B：変動前残契約代金額

α ：改定率

$$\alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{開札日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が10/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

エ. 変動率の算定に使用する指数は、建築費指数（一般財団法人建設物価調査会）の都市別指数（大阪）－構造物平均（S）－工事原価とし、開札日及び日に基準日に属する月の確報値とする。ウ.の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

オ. (1)に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により契約代金が不相当となったと認めたとき」とは、エ.に示す開札日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（ウ.の α に相当する率）の絶対値が1,000分の10を超えるときをいう。

カ. 事業期間中に、指数の基準年が改訂された場合は、改訂後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

(4) (1)の規定による請求は、本規定により契約代金の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、(1)～(3)において「本事業契約の締結日」及び「開札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づく契約代金の変更の基準日」、「実施設計について県の完成確認を得た日（施工の順序等にあわせて全体基本設計、各棟の基本・実施設計等を分けて設計業務を進めている場合は、初めて実施設計について県の完成確認を得た日）」とあるのは「6ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

別紙6 モニタリング方法及び契約代金の減額方法

(第84条、第85条関係)

1. 本事業に係るモニタリング方法

県は要求水準の確保を図るために、受注者が行うセルフモニタリングの報告に基づき本事業に係るモニタリングを行う。

受注者は、セルフモニタリングとして各業務の履行について年度管理計画書による確認を行うとともに、各個別業務の業務責任者が作成した年度業務報告書、本事業の履行に伴って作成する成果物及び実際の事業実施状況を基に要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、県に報告を行う。

県は、受注者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、年度管理計画書、年度管理報告書、成果物及び実際の事業実施状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。

また、県が必要と認めた場合は、事業実施状況の重点的な確認を行う場合がある。

(1) 書類による確認

受注者は、「要求水準書 第3章2. 統括管理業務に関する要求水準」に規定する各種提出書類をそれぞれの提出時期までに県に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。

提出書類は、県の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

県は、年度管理報告書により達成状況の確認を行い、確認結果を受注者に交付する。

なお、年度管理計画書及び年度管理報告書は、統括管理責任者が作成及び提出を行うものとするが、受注者は包括的な責任を負う。

(2) 実地における確認

ア. 重点的な確認

要求水準を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難である場合、又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、事業全体の品質の確保のために特に重要な場合等で、事業の各段階で県が必要と認めた場合には、品質等について設計図書若しくは年度管理計画書に従っているかどうか及び要求水準を満たしているかの確認を行う。

なお、県は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、受注者の負担とする。

イ. その他の確認

事業全体の特に重要な工程その他、県が必要と認めるときは、県は実地における確認を行う。

2. 契約代金の減額方法

提案等（要求水準書の記載事項を含む。）が改善勧告及び改善・復旧の措置を講じても達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、県は、要求水準書に基づき提出されているコスト管理計画確認書及び本事業契約に基づき提出されている最新の事業費内訳書等に基づき、当該部分に係る契約代金の減額及び違約金の請求を行う。

別紙7 法令等の変更による費用の負担割合

(第102条関係)

	県負担割合	受注者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。

別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第104条、第105条関係)

事業期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して受注者に損害（ただし、受注者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙8において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、事業期間中における累計で、契約代金額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、受注者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

別紙9 個人情報取扱特記事項

(第114条関係)

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失又は毀損の防止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者にその取扱いを委託（以下「再委託」という。再委託の相手方が受注者の子会社（会社法

(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)してはならない。

2 受注者は、前項の承諾を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 前2項の規定は、2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合についても同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、派遣労働者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第11 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、個人情報の漏えいその他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託若しくは再々委託等を行った先又は派遣労働者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合についても同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、この契約の解除又は損害賠償の請求をすること。

別紙10 特定公契約特約条項

(第115条関係)

(総則)

第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

2 奈良県及び本契約の受注者は、本契約が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本契約を誠実に履行しなければならない。

3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本契約の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、契約締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。

2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。

- (1) 本契約が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。

2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。

3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。

4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

5 奈良県及び受注者は、本契約に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。

6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1) 下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
- (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本契約に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
- (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
- (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
- (5) 下請負者等が、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。

2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。

3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。

3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。

3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県

外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本契約の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本契約及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。

※SPCを設立して事業を履行する場合は、次の別紙を加える。

別紙12 保証書の様式

(第89条関係)

〔代表構成企業〕、〔構成企業〕及び〔構成企業〕（以下「保証人」という。）は、奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）（以下「本事業」という。）に関連して、受注者が奈良県（以下「県」という。）との間で締結した令和〇年〇月〇日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、受注者が県に対して負担する本保証書第1条の債務につき、受注者が解散又は清算した後においても、保証人が連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

(保証)

第1条 保証人は、本事業契約第89条に基づく契約不適合責任に基づき事業者が県に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、受注者が解散又は清算した後においても、連帯して保証する。

(通知義務)

第2条 県は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(保証債務の履行の請求)

第3条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、本事業契約に基づく受注者の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。

2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく受注者の県に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第6条 本保証書に関するすべての紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和 年 月 日

保証人

代表構成企業 住所 ○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

構成企業 住所 ○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

住所 ○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

住所 ○○

氏名 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印